

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

資料3

区分	既存
----	----

令和 4 年 10 月 6 日

補助事業名	朝来市自主防災活動支援事業	担当部課	危機管理部 防災安全課		
補助要綱	朝来市自主防災活動支援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域づくり支援事業	H 22	12 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	自主防災活動に要する経費に対し補助金を交付し、朝来市内に存する行政区等が実施する自主防災活動の活性化を図る。				
補助が必要な理由	大規模災害時には、行政、消防、医療機関などの「公助」には数に限りがあることから、その数を超える被害が出た場合には、対応が困難になる。そのため、地域で取り組む「共助」が非常に重要であり、自主防災活動を行う組織に対して補助金の交付による支援が必要である。				
補助対象者	行政区等が行う自主防災組織				
補助対象事業	1 自主防災組織力強化事業 (1)自主防災組織の設立及び編成 (2)地区防災計画、避難マニュアル、マップ等の作成 (3)防災資機材の購入又は修繕 2 防火水槽管理事業 防火水槽内の堆積土砂の撤去 3 防災倉庫等整備改修事業 防災資機材を格納するための倉庫等の新設又は改修整備				
補助率／補助額	補助率 1/2	上限額	1 25万円 2 25万円 3 50万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	35.2	31.6	18.6	28.5以上(R1～R3平均)	6	28.5以上(R1～R3平均)
②						
補助額	747,000	1,947,000	1,365,000	1,700,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	747,000	1,947,000	1,365,000	1,700,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	9	14	9	17	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金、④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	原則1/2だが、小規模集落への加算(10%~20%)有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	各補助対象事業の一般的な必要額の1/2を上限に設定している
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	成果指標が減少している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	大規模災害時には、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護等自主的な防災活動を行うことが必要不可欠で、行政区等の自主防災組織を育成するためには、継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市自主防災リーダー育成事業	担当部課	危機管理部 防災安全課		
補助要綱	朝来市自主防災リーダー育成補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	防災推進事業	R 元	3 年	R 5	継続

1.事業概要

補助の目的	地域の自主防災活動に取り組む(取り組もうとする)市民の防災に関する知識の習得を支援し、自主防災リーダーとして育成し、地域等の自主防災組織の活性化を図る。		
補助が必要な理由	市内の自主防災組織の充実・強化と地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が効果的に実践されるために必要な調整や誘導を行う中心的役割を担う人材を育成する必要がある。		
補助対象者	市内に住所を有し、朝来市暴力団排除条例第2条に規定する者でないこと。		
補助対象事業	1 ひょうご防災リーダー…交通費・資料代 20,000円(三木市会場) 【三木市会場以外の場合は、補助対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を限度とする。】 2 防災士…教本代・受験料・登録料 5,000円 【ひょうご防災リーダーの称号授与者に限る】		
補助率/補助額	上記記載のとおり	上限額	上記記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	35.2	31.6	18.6	28.5以上(R1~R3平均)	6	28.5以上(R1~R3平均)
②						
補助額	0	0	0	125,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	125,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	0	0	0	5	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	必要経費の積算根拠に基づく定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	過去3年間利用実績がなく、指標も減少している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	災害時の重要な役割を担う「共助力」の強化を図るため、自主防災組織の設置・活動促進に取り組んでおり、各自主防災組織のリーダーとしての人材育成が必要であるため、継続して実施する必要がある。
2次	廃止②	制度が開始された令和元年度から利用実績がないことから、一旦廃止して改めて効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	こども医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市こども医療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	こども医療助成事業	H 25	9 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	こども(小学校4年生～中学校3年生修了まで)の医療費の一部自己負担を助成し、福祉の増進を図る。		
補助が必要な理由	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けることができる。		
補助対象者	小学校4年生～中学校3年生までのこどもの医療費を負担する保護者 【所得制限】 扶養義務者(幼児等保護者)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満		
補助対象事業	医療費の一部自己負担額を助成(外来入院とも自己負担なし) ※県助成事業に上乗せして一部を市単独事業として実施 (県事業 医療保険における自己負担額の2/3を一部負担として自己負担【★】 残りを県が助成) 【★】を当補助制度にて助成		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市こども医療費助成事業実施要綱に基づく上乗せ助成 子育てしやすい環境づくり推進のため		

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① こども医療費受給者数	1,281	1,290	1,294	1,274	6	1,261
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	37.4	40.2	38.2	38.7	6	40.0
補助額	21,852,029	19,093,853	20,915,436	22,717,722	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	5,921,782	5,180,275	5,699,663	6,065,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	15,930,247	13,913,578	15,215,773	16,652,722	—	—
一般財源の割合	72.9%	72.9%	72.7%	73.3%	—	—
補助件数	13,658	11,625	13,222	13,692	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	①県制度に基づき、さらに助成範囲を拡大し、市単独事業で実施しており、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者各々に対して医療費一部自己負担を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該医療費助成は近隣市町とほぼ同等の拡充内容となっており、人口政策、子育てしやすい環境づくりにおいても大きな役割を果たしている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	未熟児養育医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	未熟児養育医療費助成事業	H 25	9 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	未熟児は、正常な申請時に比べて疾病にもかかりやすく心身に障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を行う必要があるため、医療を必要すると認めた未熟児に対して、医療給付を実施する。		
補助が必要な理由	生後速やかに適切な処置を安心して受け、安心して子育てできる環境を作るため。		
補助対象者	①出生時の体重が2,000グラム以下の者 ②生活力が特に弱く、規定する症状(一般状態、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸)のいずれかを示すもの ③上記のいずれかに該当し、医師が入院療養を必要と認める者。		
補助対象事業	入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額について助成。一部自己負担なし。		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱による 乳幼児医療費助成事業において入院自己負担なしとしており、整合性を図るため。		

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 助成実人数	6	4	8	10	6	10	
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	37.4	40.2	38.2	38.7	6	40.0	
補助額	1,327,794	919,677	2,281,709	3,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	567,377	350,428	859,369	1,300,000	—	—
	県支出金	283,688	175,214	429,684	650,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	476,729	394,035	992,656	1,050,000	—	—	
一般財源の割合	35.9%	42.8%	43.5%	35.0%	—	—	
補助件数	6	4	10	10	—	—	
実績報告書				—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。 ②受給者世帯の所得階層区分に応じて扶養義務者から徴収基準額を徴収することもできるが、これに相当する額については徴収していない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	①助成の性質上、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者に対して医療費一部負担金を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成25年に県から事務移譲されて実施している事業である。生後速やかに適切な処置を必要とする未熟児に対して医療費の自己負担を助成し、経済的負担を軽減することで乳児の健康の保持や福祉の増進を図る目的で実施しており、必要不可欠な助成である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	高校生等医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市高校生等医療費助成要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	高校生等医療費助成事業	H 29	5 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	高校生等の保健の向上及び保護者の経済的負担を軽減する。		
補助が必要な理由	高校生等に係る入院医療費の一部自己負担を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。		
補助対象者	市内の区域内に住所を有する高校生等の医療費を負担する保護者 【所得制限】乳幼児等医療費助成事業の基準を準用		
補助対象事業	当該者の疾病または負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、一部自己負担の助成 市内の区域内に住所を有する下記の者のうち、15歳に達する日の翌日以降最初の4月1日から20歳に達する日の属する月の末日までにあるもの。 ・高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学する者 ・高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの者 ・専修学校(高等課程に限る)に在学する者 ・外国人学校に在学する者 助成内容:入院療養に係る被保険者等負担額に相当する額(償還払い)		
補助率/補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成人数	4	1	3	5	6	5
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	37.4	40.2	38.2	38.7	6	40.0
補助額	360,158	60,850	329,330	500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	360,158	60,850	329,330	500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	1	3	5	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	①実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者に対して入院医療費一部負担金を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成29年度から新規事業。高校生までの医療費助成は近隣市町と比較しても充実した内容となっており、人口政策、子育て環境づくりには大きな役割を果たしている。制度を開始して5年経過したが、年度末に対象者家庭に制度案内するなど制度周知を図っているところである。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	人権教育・啓発推進事業補助金	担当部課	市民生活部人権推進課		
補助要綱	朝来市人権教育啓発推進活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業		
	5.多様性を尊重する人権文化の醸成	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	人権啓発事業	R 3	1 年	R 11	改正

1.事業概要

補助の目的	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条に規定する活動を推進する団体を支援することにより、市民一人一人の人権が尊重され、あらゆる差別を解消することを目的とする。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本会は教育、福祉、自治会、企業等の関係者もって組織されており、本補助金によりすべての活動を行っている。 ・活動の継続のために補助が必要となる。 		
補助対象者	生野町人権教育推進協議会・和田山町人権教育推進協議会・山東町人権教育推進協議会・朝来市人権教育推進協議会・朝来市人権教育推進協議会連合会		
補助対象事業	<p>人権課題の解決を図り、豊かな人権文化を構築するための教育及び啓発の推進を目的とした事業。</p> <p>(1) 講演会、学習会及び研究会の開催 (2) 啓発チラシ、啓発冊子等の作成及び各種資料の収集 (3) 関係機関及び団体との共同研究及び活動の連携 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動</p>		
補助率／補助額	補助対象経費の全額	上限額	交付要綱に規定
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(人権尊重)			34.0	36.0	11	50.0
② 人権講演会及び学習会等への参加者	1,217	196	218	500	11	1,200
補助額	1,174,000	0	441,000	1,274,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,174,000	0	441,000	1,274,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	0	4	5	—	—
実績報告書	○		○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費及び親睦費が補助対象外経費として規定されていない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	限度額のみ設定あり
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①近直3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和2年度はコロナ禍により事業を縮小したため、補助金申請はしていない。令和3年度は一部の事業のみ実施
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること				
	事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人権講演会等の参加者は壮年層と老年層が殆どであり、若年層の参加を促す取り組みが必要である。また、人権啓発の進め方として、日常生活の中で自然に人権について考えてもらえるような機会を提供する必要がある。人権文化をすすめる県民運動推進強調月間や人権週間期間内に広報紙による呼びかけ等も含め、多くの市民の目に触れるような啓発の取組を行う。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	21.障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	障害者(児)地域生活支援事業	H 17	17 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	身体障害者の就労等社会参加に寄与し、自立更正の促進を図るため、運転免許を取得するために要する費用を補助する。		
補助が必要な理由	身体障害者の就労等を支援、社会参加を促進するため。		
補助対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者(他、詳細要件あり)		
補助対象事業	運転免許を取得するために直接要した費用		
補助率／補助額	10／10 実支出額と上限額を比較し、少ない方の額	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度を利用して社会参加が図れた人	0	0	0	1	R11	1
②						
補助額				100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	100,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	0	0	0	1	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	限度額のみ設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国県制度に準じて設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	過去3年間実績なし
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため継続する必要がある。
2次	廃止②	平成28年度から令和3年度までの6カ年度で実績1件と利用頻度が低いことから、一旦廃止して改めて効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課			
補助要綱	老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	老人クラブ支援事業	H 17	17 年	R	改正	

1.事業概要

補助の目的	市内の老人クラブ及び朝来市老人クラブ連合会が老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのために多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かなものにするるとともに明るい長寿社会に資することを目的とする		
補助が必要な理由	高齢者の生きがいと健康づくりの活動を促進し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活できるようにするため		
補助対象者	①単位老人クラブ ②朝来市老人クラブ連合会		
補助対象事業	①単位老人クラブ 老後の生活を健全で豊かにするために単位老人クラブが実施する、ひとり暮らし老人の見守り、グラウンドゴルフなどの各種スポーツやイベントによる高齢者と他世代との交流促進事業、子育て支援・見守り活動等 ②朝来市老人クラブ連合会 市老人クラブ連合会が実施する各老人クラブへの活動促進事業や健康づくり・介護予防支援事業		
補助率／補助額	①単位老人クラブ：適合クラブ@100,000円・小規模クラブ@55,000円(会員数30名以上が適合クラブ、29名以下が小規模クラブ) ②朝来市老人クラブ連合会：実績に応じて定額	上限額	県基準額
上乗せ補助がある場合の根拠	県補助金(老人クラブ活動強化推進事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業、老人クラブ連合会による健康づくり・介護予防支援事業)に加えて、単位老人クラブについて、在宅独居者等見守り・友愛活動に対して10千円を市単費で加算。平成20年度に国庫補助金の基準額が10千円減額となった時に、市長政策判断でこの10千円を市単費で補填することとした。		

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成対象クラブ数	74	74	69	69	6	69
② 元気高齢者の割合	78.5	78.4	78.2	78.5	6	80.0
補助額	10,173,000	9,038,000	8,575,000	9,704,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	5,489,000	4,718,000	4,423,000	5,097,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	4,684,000	4,320,000	4,152,000	4,607,000	—	—
一般財源の割合	46.0%	47.8%	48.4%	47.5%	—	—
補助件数	75	75	70	70	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金、④暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則、県基準に準拠 ただし、10千円の上乗せ補助あり
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	終了年度の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	高齢者の生きがいと健康づくりの活動を促進し、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるようにするための補助金。令和5年度から補助金減額を予定していた兵庫県は、減額計画を凍結しており、コロナ感染拡大防止と両立を図りながら、活動再開やウィズコロナ時代に対応した新たな取組みを支援する観点から、必要な事業である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 市独自の上乗せ補助については、効果検証しながら、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	社会福祉協議会等活動補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課			
補助要綱	社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	地域福祉基金運用事業	R 3	1 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	朝来市地域福祉基金から生じる利子を財源として、高齢者の保健福祉の向上と民間福祉活動の活性化を図る		
補助が必要な理由	高齢者の保健福祉の増進と民間福祉活動の活性化を図るため		
補助対象者	社会福祉事業の活動を目的とする社会福祉団体(高齢者施設合同連絡会)		
補助対象事業	社会福祉団体が行う次に掲げる事業 (1)地域社会福祉事業の推進に関すること。 (2)地域社会の調査に関すること。 (3)広報及び資料の発行に関すること。 (4)社会福祉事業従事者の研修等に関すること。 (5)社会福祉施設及び社会福祉団体等の連携に関すること。		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 元気高齢者の割合	78.5	78.4	78.2	78.5	6	80.0
②						
補助額	1,475,919	651,291	253,000	800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,475,919	651,291	253,000	800,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×	×	対象外経費の規定なし
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上限の規定はないが、実質、当該年度に想定される地域福祉基金利子額が上限となる
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	介護人材の確保と資質向上が課題となる中、高齢者施設合同連絡会(市内の特養5施設)と連携し、介護ボランティア活動の人材育成や介護従事者の知識・技術の習得及び向上を図るうえで、必要な活動である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助対象経費を明確化すること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市連合国際交流協会補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課			
補助要綱	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	2.生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	英語教育強化事業	R 3	1 年	R 12	廃止②	

1.事業概要

補助の目的	国際社会の一員として様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を目指す。				
補助が必要な理由	アメリカの中学生の受入や、アメリカへの派遣を通して、海外への興味関心がわき、グローバル人材の育成につながるため。				
補助対象者	アメリカ派遣員、引率者				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■アメリカ中学生受入事業 マウントテーバー中学校、シャヘイラムバレー中学校の生徒、引率者 ■市内中学生のアメリカ派遣事業 【派遣先】 アメリカ オレゴン州 <ニューバーグ市・ポートランド市> 				
補助率／補助額	【受入】補助対象経費の5割以内の額 【派遣】生徒数×補助対象経費の5割以内の額 引率者×補助対象経費の全額	上限額	【受入】30万円 【派遣】生徒1人13万円、引率者1人26万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 国際交流・国内交流など多彩な交流が推進されていると感じる市民の割合	43	31	28	30	R12	33
②						
補助額	4,523,109	0	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,523,109	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③市の徴収金の完納に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	事業実施上、食糧費(レセプション)が必要
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	中学生海外派遣事業における引率者について、補助率の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和2・3年度はコロナ禍の影響により事業が実施できていない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	コロナ禍で事業が実施できていないが、国際化が進む中で、グローバル人材を育成するためにも必要な補助金である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	新設
----	----

補助事業名	英語検定料補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課			
補助要綱	朝来市英語検定料補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	個人補助金			
	2.生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	英語教育強化事業	R 3	1 年	R 6		

1.事業概要

補助の目的	グローバル化社会で活躍できる語学力、コミュニケーション能力の育成と学習意欲の向上を図る。		
補助が必要な理由	朝来市教育振興基本計画に掲げる国際理解を深める教育を推進していくため。		
補助対象者	英語検定を受験した生徒の保護者		
補助対象事業	英語検定3級以上の検定料(3級、準2級、2級、準1級、1級)		
補助率／補助額	検定料の2分の1 1年度につき1回	上限額	複数の級を受検する場合は、検定料の高い額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 中学校卒業段階で英検3級以上を達成した中学生の割合			12	20	R6	20
②						
補助額			237,850	652,800	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	237,850	652,800	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			89	272	—	—
実績報告書			×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①近直3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること				
	事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	教育振興基本計画の目標達成のためにも補助金は必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		